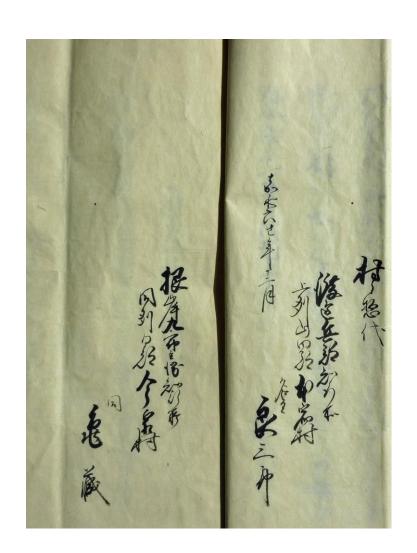
桐生領村々ゟ献上仕候絹起立書(権現様合戦の御都度、悉く)

するなれるととうなるとはをかまして 百里湖 彩图之何不及四代帝國也在本 至万三十八名的村内人的一多成个小松 在光流之外 月上於上的让水水大方子面 加多い 了法治治学生からる大路を見ないとな るのなるは独我しいちないろう 文 极生去高兴华的孩子的孩里们我一句深绝 行人情子を経名を得村であるるはち後 前线到了好一色和了这样写的成了七条年一八 推脱原次然山路食墨西部沒有五九年分~ 了一大人在一个人的一个村个八八八八八十八人 八幅人名行汉文自然出教自一神名称了一人 北町 相相ないいはれるる

松文本四部学为任年代云子人 大人教神到中岛 冷障年寒之中如此 色图》 作到了多多次成了日本公公 内教皇帝二新教礼を作りめまっきてやれ 分平之外: 八年中国四次方三次京 相自然是好些的多面的社会的

五年内有人·拉美本水水水 作出事中代 內大樣 內代公居之成年也後在至在 多名的 多名人人をはる人名を在走的村~ 公居然代小的文件手村人尽水去超多多 我之中,好不是那一次人 第五百段是大四国家了以初至到了美国 福信三年第一年大石海は一口はいりまい 内子像自安全之門 人人们村村与人的 佐生活をはある日老のはまれないまるるる 大何はできるりからりの日東きるしつける 名 内代自己的 內在馬的治疗社

我るとくなら何はます。



釈文

野州 桐生領村々ゟ献上仕候絹起立書上州

上州野州三郡之内桐生領五拾四ヶ村之儀、 天喜廣平之頃、

八幡太郎様御父子奥羽御大戦通之砌、 御加勢奉申上、

御旗絹・御籏竿奉献上候御吉端ニ付、 御恩澤ヲ奉蒙候、

以来、

右御旗竿伐出候竹林、

今以御除地ニ相成、

其後

傍ニ八幡宮奉鎮祭、廣澤村旧家之百姓共守護

罷在、 殊ニ新田・足利公、 以後御代々當國御住居被為■候、

御當家様御暦代 御籏御用相勤、御恩澤ヲ

奉蒙候儀ニ而、東鑑ニも御座候由、鎌倉将軍ゟ

桐生六郎江勢田郡· 山田郡・足利郡之内、 御古縄

壱万三千石・ 五拾四ヶ村領地ニ被下置候儀、 今以桐生

領与唱申候、

権現様三州 御在城江上納仕、永禄六亥年

岡崎大樹寺御難戦之砌も、右絹江回向之文

御認之御籏を以御勝利ニ被為成候由ニ御座候、

権現様御合戦之御都度、 悉御籏御用相勤、 其時々

桐生領五拾四ヶ村惣鎮守天満宮社殿江持寄、

御武運長久之祈念、 御札相添奉献上候ニ付、 天正十九

卯年天神江 御朱印御寄附被為在、関ヶ原卯年天神江 御朱印御寄附被為在、関ヶ原 慶長五子年0一

御合戦之砌、 野州小山宿 御陣ゟ平岩主計頭様

急御用被 仰出、村々ニ而晝夜織立、御日限迠弐千四百

拾疋出来、御籏竿相添奉献上候、其後

御吉例ニ相成、糸元代金御下ケ被成置、 右疋数村々

織立奉献上候、其節之御代官様ゟ正絹之御受取

被下置、 所持罷在候、 右御因縁ニも候哉、桐生新町江慈眼

大師様御立寄被為在、一宇御開基有之、御弟子

海盛法印開山ニ而、 日光山御末寺松樹山栄昌寺与唱

當 御代ノ奉祝候、 御称号御附被為遊、

御尊像奉安置、大師様其外御什物、只今以守

護仕候、且栄昌寺江八百坪餘之御除地被下置候、

御三代様 御代正保三戌年、 御代官諸星庄兵衛様ゟ

御籏絹代永納ニ被仰付、村々合永三百拾七〆百五拾文

余年々上納、諸役御免織物渡世之廉故、寛文九

酉年、 御年貢地江植置候桒永取も被仰付、 桒永代

弐百四貫文余上納仕来申候、

(中略)

渡邊兵部知行所

上州山田郡本宿村

嘉永六丑年十二月 良三郎名主

同州同郡今泉村

根岸九郎兵衛知行所

亀同

蔵

【読み下し文】

野州 桐生領村々より献上仕り候絹起立書上州

上州野州三郡 0 内桐生領五拾四ヶ村の儀 (は)、 天喜康平の頃、

八幡太郎様御父子奥羽御大戦通の砌、 御加勢申 し上げ奉り、

御旗絹 御籏竿献上奉り候御吉端に付き、 御恩澤を蒙り奉り候、

以来、 右御旗竿伐り出し候竹林、 今以って御除地ニ相い 成り、

傍に八幡宮鎮祭奉り、 廣澤村旧家の百姓共守護

罷り在り、 殊に新田・足利公、 以後御代々當國 (C) 御住居有らせら

れ候、 /御當家様御暦代(の) 御籏御用相い 勤め、 御恩澤を

蒙り奉り候儀にて、 東鑑にも御座候由、 鎌倉将軍より

桐生六郎 へ勢田郡 Ш 田郡 足利郡の内、 御古縄

壱万三千石 五拾四 ケ村領地に下 し置かれ候儀、 今以っ て桐生

領と唱へ申し候、

権現様三州 御在城へ上納仕り、永禄六亥年

岡崎大樹寺御難戦の砌も、右絹へ回向の文

御認め の御籏を以って御勝利に成させられ候由 に 御座候

権現様御合戦の御都度、 悉く御籏御用相い勤め、 其時々

桐生領五拾 四ヶ村惣鎮守天満宮社殿 へ持ち寄り、

御武運長久の祈念仕り、 御札相い添へ献上奉り候に付き、 天正十九

卯年天神 ^ 御朱印御寄附在らせられ、 慶長五子年関ヶ原

御合戦の砌、 野州小山宿 御陣より平岩主計頭様

急ぎ御用仰せ出され、 村々にて晝夜織り立て、 御日限迠 (に) 弐千四

百/拾疋出来、 御籏竿相い添へ献上奉り候、 其後

御吉例に相い成り、 糸元代金御下げ成し下し置かれ、 右疋数村々

織り立て献上奉り候、 其節の御代官様より正絹の御受取

下し置かれ、 所持罷り在り候、 右御因縁にも候哉、 桐生新町 へ慈眼

大師様御立ち寄り在らせられ、 ___ 宇御開基これ有り、 御弟子

海盛法印開山にて、 日光山御末寺松樹山栄昌寺と唱 ^

當 御代を祝ひ奉り候、 御称号御附け遊ばされ、

御尊像安置奉り、 大師様其外御什物、 只今以って守

護仕り候、 且栄昌寺へ八百坪餘りの御除地下し置かれ候、

御三代様 御代 $\widehat{\mathcal{O}}$ 正保三戌年、 御代官諸星庄兵衛様よ

御籏絹代永納に仰せ付けられ、 村々合せて永三百拾七貫百五拾文

余り年々上納 $\widehat{\mathbb{L}}$ 諸役御免織物渡世の廉ゆえ、 寛文九

酉年、 御年貢地へ植ゑ置き候枽永取も仰せ付けられ、 棄永代

弐百四貫文余り上納仕来り申し候

(中略)

村々惣代

渡邊兵部知行所

上州山田郡本宿村

嘉永六丑年十二月

名主 良三郎

根岸九郎兵衛知行所

同州同郡今泉村

亀同 蔵

解説

三つの に、旧上野国山田郡の全域とそれに加えて同じく勢多郡の一部、さら 介します。 て潤された地域を指すと考えるとわかりやすいでしょう。 には下野国足利郡の一部を含んだ範囲、 で、この桐生領五十四ヶ村とは、一体どこの辺りを指すのでしょうか。 「桐生領」という呼称からも推察されるように、「桐生新町」を中心 今回は、 の時にも少しふれたので、覚えている方もあるでしょう。ところ 郡の中、渡良瀬川と桐生川、およびそこに流れ込む支流によ この御吉例の由緒については、 桐生領五十四ヶ村の御吉例の由緒を書き上げた史料を紹 大きくいってしまえばこの 第四回の「増助郷役減免願 この桐生 つ

帳にそれまでの 領五十四ヶ村という地域概念の成立は、 らく「桐生領五十四ヶ村」という呼び方が世に定着していったの 桐生新町とその周辺が織物産地として、 13 せんが、 たのと歩を一にしたものであったと考えられます。 う地名が確認できますから、これ以降のことだと思われます。 その 呼称自体が成立したのは、天和二年(一六八二) 「荒戸新町」という地名に代わって、 世に名を知られるようにな それよりも遡るかも 「桐生新町 の検地 おそ れま <u>ت</u> ع

説明しようとした牽強付会にすぎず、 縁であるとされ れ 生六郎に与えられた一万三千石、五十四ヶ村が などを参考に、 ませ なお、 この史料の前半部分には、 頼朝と六郎に仮託して桐生領五十四ヶ村の起こりを ていますが、これは江戸時代の郷土史家が、『吾妻鏡』 鎌倉将軍 史実としての信憑性は認めら (源頼朝) 「桐生領」と称する由 に ょ って、 桐

うに折り 之写」という竪帳(「たてちょう」。 分に記されています。 十二月に書かれたものですが、 の教科書には必ず取り上げられる、 この古文書は今から約百六十年前の嘉永六年(一八五三)、 り、 そ の合わさった側を紐 この竪帳の中には、 「嘉永六丑年十二月 で綴じて簿冊としたも 一枚の紙の左右の短辺が重なるよ 浦賀沖にペリー この文書の他にも、 ・が来航 御籏絹献上願書 9 の した年の 日本史 何通も 冒頭部

絹その 願書が差し出されたのかは、最後に検討するとして、まずは桐生領か きたこと、 ら の願書が筆写され の籏絹献 て籏絹の代永(金銭)を納めており、 もの そして今後は、籏絹分の代永ではなく、 上の御吉例に (物納) で納めたい、 7 いるのですが、その願 つ いて、 というものでした。 少し考えてみましょう。 それにより諸役が免除され いとは、 か 桐生領は御吉例 なぜこのような つ て のように籏 7

を訴え、 0 パ うとしたりした時などに、 こたり、 ター 金銭的な不利益が科されそうになった時で、具体的には、 ての判銭 桐生領が籏絹献上の御吉例を持ち出すのは、 貫目改所 があります。 それを中止させます。 (売上税)を徴収しようとしたり、運上金を徴収 (品質確認の名目で手数料を徴収する)を設置 一つ目は、 この御吉例の由緒を根拠にその適用反対 幕府により桐生の織物渡世に何らか 大きく分けて三つの 売上に対

籏絹献納 の繁忙が予測され、 二つ目は、伝馬人足の供出、 負担軽減を取り付けます。 の御吉例により、 増・加助郷役としての人馬供出が科された時 桐生領は諸役免除の地であるということ つまり日光御法会などで街道筋の 往来

出た訴訟や願書などにみえるもので、館林藩領から、 三つ め は、 目 の前に出来した不利益を回避 停止させるため 旗本の分給地 に 訴え

高騰時 され と領主替えが行われた時や、 て € √ の、 、ます。 絹糸輸出 の停止を求める嘆願書にもこの 幕末 の生糸輸出超過に 御吉例が持ち出 よる品薄と 価格

通し 11 れた年代によって、 があることに気が付きます。 どの 7 御吉例でも、 € √ のですが、詳しく見てみると、 御由緒として籏絹献上の故事を訴えることは共 何の時に籏絹献上が行われたの 実はこの御吉例が持ち出 かという点で違 さ

のは、 陣 えが行われ の絹籏献上が御吉例とされています。 今知られ 天和二年 た時のもので、 ている史料のうちで、 (一六八三) に、 この時は徳川家康の関東御入国と大坂 館林藩領から旗本分給領へと領主替 御吉例が持ち出され た最も古 B

明八年 献上の故事が見え、これに続いた新居貞勝の『天正年中桐生故事』(天 ŋ 頃に成立した新居与一兵衛の されるようになったようです。 ち出されて か ح ら、 0 後しばらくは、 [一七八八] 桐生領の御吉例の由緒として、関ヶ原合戦時の籏絹献上が記 いましたが、江戸時代中頃の明和年間(一七六四 成立) 関東御入国以来の でもその説を採ります。 『桐生故事』には、 籏絹献上が御吉例として持 関ヶ原合戦時の籏絹 どうやらこの ~七二)

ることの 0 御吉 つは、 例 の由緒の変化に この直前にあたる時期、 は、 何 か 理由があるはずです。 西陣の職工を招き、 考えら その技

康 匹 そ 術伝播により高度な紋綾織を生産できるようになった桐生の 西陣との 総売捌量 紋紗綾壱ヶ年に都合九千端」と桐生産の織物の流入に対して、年間 教書を由緒として提出することでした。これをうけて延享元年(一七 か 舎人座時代に、 めることを幕府に申し出た西陣がとった手法が、 るように幕府へと訴えられています。この時、桐生産の織物流入を止 ^ らは 四 と変化した契機だったのではないかと考えられます。 の の販路を西陣のお膝元である京都にまで延ばしたことで、 関東御 に 田 は、 一連の争 の規制をかけることで、その特権を保護したのでした。こ 舎絹」との有り難くない蔑称を受け、 入国から、 徳川幕府は西陣の主張を認め、 足利将軍家から与えられた綾織物の独占を認めた御 いの経験こそが、桐生織物の籏絹献上の由緒が、 より強力な、 徳川家の天下を決した関ヶ原合戦 「上州桐生より登り候飛 京都での販売を禁じ その前身である大 織物が、 彼 の 0 地 0

ます。 として、 さて、 さらに時代が下った嘉永六年の 御入国や関ヶ原以外にも多く の出来事が書き連ねられ この文書では、 御吉例 0 由緒 7

義家による前九年の役(一○五一~六二) たとの故事に始まり、 内容を確認すると、 新田・足利氏が当国に居住された時は、 天喜・康平年間 (一〇五三~六五) の時に籏絹 ・籏竿を献上 の 源頼義 籏絹献

樹寺 とで、 これが までに二千四百十疋の籏絹を完成させ、旗竿も添えて献上した。 添えて献上してきたが、その縁もあり、 守の天満宮へと籏絹を持ち寄って武運長久の祈念を済ませ、 を御旗とし その当時の代官から与えられた正絹(籏絹) の受取證文を今でも所持 陣の平岩主計頭から命じられ、村々一丸のもと昼夜を問わず、 御朱印を得た。慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦時には、 上を欠か てい 二千四百十疋の籏絹を村々で織って献上することになった 御吉例となり、籏絹に必要な糸代金(原材料費)だけを頂くこ したことはなく、 い窮地に陥った時にも、 として て勝利した。これ以降、 います。 権現様 (家康) 桐生の絹に回向の文を書いたも 合戦の度にその御用を勤め、 天正十九年(一五九一)には が三河の __ 向 揆と岡崎 小山宿 御札を 期限 後に 大 H 0

地 海所縁やそれ以外の御什物を今に至るまで守り伝え、 法印を開山とし、 た寺社の境内や、 大師様(天海)が立ち寄り、寺院を開かれたが、弟子の海盛 を取 そして時代が下っても、 (「じょち」 り行ってきた。 そして最後に三代将軍徳川家光の代の正保三年(一六四六) 日光山の末寺、 「よけち」とも。 無年貢の 御称号もお付けいただき、 御吉例の因縁だろうか、桐生新町 田畑・屋敷地など)を認め 松樹山栄昌寺と唱へ、常に御代の祝 朱印地以外で年貢諸役を免除され 御尊像を安置し、 られ 八百坪余 て (覚盛カ € √ へと慈眼 天

とも。 どうにか織物渡世で成り立っているという現状を鑑み、 代永を上納してきたこと、 役・村入用などを各百姓の持高に応じて割り付けること)として籏絹 桑永までも収めることとなり、 生領が御料と旗本分給領になった後も、 の御仁恵をもって諸役御免のご配慮をお願い 田畑が流失・荒廃すること)で、 の検地で二万石余とされ、近年では川欠(「かわかけ」。河川の氾濫で、 ています、 に諸役御免 じられ、 に、代官諸星庄兵衛により、籏絹の現物納から代永に替えることが命 耕作者の 以降村々合せて三百十七貫百五十文余りを毎年上納し、さら と結んでいます。 の織物渡世の土地として、寛文九年(一六六九) いない田畑地) も出るなどして生活が立ち行き難 かつては総石高一万三千石だったが、度々 なおこれに続く こちらは年二百四貫文余りを上納 亡所(「ぼうしょ」/「もうしょ」 高割 します、 中 (「たかわり」。 略〉部分には、 とあります。 どうか格別 年貢・諸 からは、 桐

ります。 挟宿へ 出された理由として、嘉永三年の桐生領に対する、日光道中板橋・文 書之写」という願書の冒頭部に書かれているのですが、この く五分勤 先述したように、 の つまりこの願書の眼目は、 加助郷命令と、それを受けての度重なる陳情の結果、 (負担半減)を勝ち取ったことが影響してい この古文書は 「嘉永六丑年十二月 この騒動 の経験から、 るとの見方があ 御籏絹献上願 絹 順書 の代金分 が提

確認してもらうことを目指して書かれたものとされます。 な 御吉例によるの諸役御免を無視した人馬供出を命じられるやも 上の復活」を実現することで、諸役御免の由緒を、 である三百十七貫百五十文を永として納め , , それを回避するためには、 実際に御吉例の物品である てい る形では、 幕府側に再度強 61 つ また

代わ 菩提寺で、 前九年の役や、 御入国・大坂の陣だったものが、 月に書かれ しずつその形を変えてきました。その最終形とでもいうべきもの 因みに、 ています)、 先に触れたように、籏絹献上の御吉例の由緒は、古くは家康 しか って関 し冒頭にふれた様に、 この戦いの場とされる「岡崎大樹寺」とは、 殊更に桐生織物と徳川家が御吉例の縁であることを強調 ヶ原の合戦が持ち出されるなど、時代の変遷を経る中、 ていることに注目すると、 さらには桐生天満宮での武運長久祈願や、 新田・足利両氏、三河一向一揆との戦い この文書がペリーの来航した年 西陣織物への対抗から、 別な面も読み取れます。 徳川将軍家 ^ 大坂 栄昌寺と天 の籏絹献 \dot{o} の 0 関東 少 0

船 メ か。それは鎖国の中、 リカ で来航 何故にこのように に対して、国内には様々な混乱や不穏な流言が飛び交い、その 翌年を回答期限とする開国 力を見せつけるかのように蒸気船と いくつもの由緒が加えられてい 0 要求を突き付けてきた った の ć J でし よう

海

との

つながりまでも包摂したこの願書なのです。

中には、 当然のことながら戦となる可能性もありました。

戦 のだと思います。 れまで以上に強力な由緒の必要性があって、 61 の場で威力を発揮した、 のような世上の中、異国の暴威をも防げるに違いないだけ 御吉例が満載された願書が作成された かくもありとあらゆる

慄く世上不安に を申 強かさが垣間見えるように思いますがどうでしょうか。 た際には籏絹が必需品となるという見込みをもって、 そのように考えてみると、この願書からは、 し出、 織物産地としての地位を一層強化しようとする、 いち早く反応し、万が一、 翌年異国と 異国船来襲と、 その献上復活 の戦が起こ 桐生人の それ つ に

代 氏 **※** 「魔法の護符 なお、 近世在郷町 桐生領の御吉例 の織物と社会』(群馬出版センター 「御吉例」 に -徳川家籏絹献上の由緒―」(同氏 ついて、 もう少し詳しく知 二〇一六)を参考になさ りたい 『桐生新町 方は、 巻島隆 の時

てください。